令和８年１１月１日更新

一般開放校施設の使用団体登録について



担当　調布市教育委員会教育部社会教育課社会教育係
TEL　042-481-7488　　FAX 042-481-7739
メールアドレス　syakaiky@city.chofu.lg.jp

１　一般開放とは

※一般開放は、調布市立学校一般開放実施要項等に基づき行っています。

一般開放とは、「学校開放」の形の１つです。

調布市では、学校教育に支障のない日時に限り、体育館等を市民の方(市内在住・在勤・在学)が使用できる「学校開放」を行っています。

スポーツ等の社会教育事業が対象で、施設使用料は無料です。使用にあたっては、事前に団体登録が必要です。

学校開放には、一般開放と総合開放の２つの形があります。

種類	対象	学校	問合せ先
一般開放	市内の方	第一小、第三小、第七中	社会教育課
総合開放	原則、学区域内にお住まいの方	第一小、第三小、調和小以外の調布市立小学校	各学校の副校長

※総合開放とは

総合開放は、「学校開放」の形の１つで、各学校の「開放運営委員会」が運営しています。原則、学区域内の方に施設を開放しており、登録団体には地域運動会等、地域の行事への協力をお願いしています。開放時間や登録手続き等は、各学校の副校長に別途お問合せください。

２　一般開放の登録要件

（１）市内に在住、在勤又は在学する者が１０人以上（未就学児を除く）で構成するスポーツ団体であること。

（２）同一人が、同一種目の複数の団体に構成員として登録していないこと（重複登録不可）。

（３）市内に在住、在勤又は在学する者が、全体の半数以上をしめること。

（例）３０人の団体→１５人以上が市内者（在住・在勤・在学）

（４）代表者は市内に在住、在勤又は在学する者であること。

（５）代表者は１８歳以上（高校生を除く）であること。

（６）営利を目的とする団体でないこと。

（7）特定の宗教、宗派又は教団を支持する団体でないこと。

３　使用可能種目一例

バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ドッジボール、
インディアカ、卓球、ネオホッケー、タグラグビー、ドッヂビー、
セパタクロー、ダンス体操、ジャグリング、剣道、空手道、太極拳

※　上記の種目以外の使用については、学校との協議を要するので、社会教育課にお問合せください。ただし、フットサル、ハンドボール及びソフトテニスは、学校との取決めにより使用不可となっております。

４　一般開放の使用可能施設・曜日・時間帯

一般開放登録団体は、以下の使用可能時間において、インターネットの予約システムで体育館の使用予約を行うことができます。

なお、使用できる施設は第一小学校・第三小学校・第七中学校の体育館となります。

			月	火	水	木	金	土	日				
									第1	第2	第3	第4	第5
第一小	午前	9:00～12:00								○		○	
	午後	13:00～16:00							○				
	夜間	19:00～21:00	○	○	○	○	○						
第三小	午前	9:00～12:00							○				
	午後	13:00～16:00							○				
	夜間	19:00～21:00	○	○	○	○	○	○					
第七中	午前	9:00～12:00											
	午後	13:00～16:00											
	夜間	19:00～21:00	○	○	○				○				

参考　インターネットによる予約システムについて

【調布市施設予約システム URL】

https://web02.rsv.ws-scs.jp/chofu/web/

※令和９年３月使用分（令和９年１月抽選申込分）の予約まで

↓ 予約システムへのリンクＱＲコード

※令和９年４月使用分（令和９年２月抽選申込分）の予約から、
以下の新しい施設予約システムに移行します。

↓ 予約システムへのリンクＱＲコード

【調布市公共施設予約システム URL】
https://k7.p-kashikan.jp/chofu-city/

【注意事項】
学校施設を使用していることから、市や教育委員会または学校が使用する場合（住民説明会や開設準備を含む避難所開設時等）は、当日の予約をしていても、または活動中でも開放は中止となります。

登録申請

１　**受付場所**：調布市教育委員会教育部社会教育課窓口
場　　所：教育会館１階(調布市小島町２－３６－１)
受付日時：月～金曜日（祝日、年末年始の閉庁日を除く）
午前８時３０分～午後５時

※窓口に来られる方は、代表者の代理の方でも可能ですが、本人確認書類の提示をお願いしております（代表者の本人確認書類については必ずコピーを御持参ください）。

２　**提出書類**

（１）調布市立学校一般開放施設使用団体登録申請書
・**パスワード（任意の４桁の数字）を申請時に伺います。**
※現行の施設予約システム（令和９年３月使用分）の予約まで必要のため。

（２）会員名簿
・**使用するメンバー全員の**氏名・住所・電話番号を記入してください。
・市内在住ではなく、市内に在勤又は在学している方は、備考欄に勤務先等を御記入ください。

・未就学児は名簿に記入しないでください。

・同一人が、同一種目の複数の団体に構成員として登録することはできません（重複登録不可）。

（3）代表者の本人確認書類

・代表者の氏名・生年月日・自宅住所が記載されている公的書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）。

※代表者が市外在住の場合は、市内在勤、在学していることが証明できるもの（社員証・在勤証明書・学生証・在学証明書など）を持参してください。その場で、コピーさせていただきます。

（4）一般開放登録団体使用上の注意事項

・注意事項に同意のうえ、署名してください。

（5）調布市公共施設予約管理システム利用規約及び調布市公共施設予約システム個人情報保護方針の同意書

・利用規約及び個人情報保護方針に同意の上、署名してください。

３　カードの発行

令和８年１１月１日以降、登録カードの発行は廃止となります。

施設使用時は、予約申込一覧の画面、もしくは予約していることが分かるメール画面を管理指導員に提示してください。（抽選結果通知メールでも可）

※登録カードを既に持っている団体は、令和８年１１月１日から令和９年３月３１までの期間は、従前どおり登録カードを提示して使用することも可能。

４　有効期限

使用団体登録後の有効期限は、登録の手続きが完了した日から３年を経過した日の属する月の末日までとなります。

なお、更新の場合は、前回有効期限の３年後を有効期限とします。

有効期限は、登録手続き完了メールに記載していますので、必ず御確認ください。

５　更新

更新の手続きは、有効期限の翌日の３か月前から受付可能です。

更新の方法は、登録申請と同様となります。

（例）有効期限が令和９年１１月３０日までの場合１１月３０日の翌日にあたる１２月１日から３か月前となる令和９年９月１日から更新手続きを行うことができます。

なお、抽選申込みは、有効期限内の月しか申込めないので、注意してください。

（例）有効期限が令和９年１１月３０日までの場合、令和９年１２月分の抽選申込みはできません。

※登録（更新）の手続きが完了する日は、手続きの３日後（土・日・祝日等の閉庁日を除く）となりますので、ご注意ください。

（社会教育課から更新手続きの御案内はいたしませんので、有効期限を御確認のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。）

６　登録番号を失念した場合

登録番号を失念した場合は、社会教育課までお問い合わせください。

７　登録内容の変更、取消しなど

代表者の変更、会員名簿（登録メンバー）の変更など、登録内容に変更があった場合や登録の取消しをしたい場合は、社会教育課窓口で登録の内容変更・取消しの手続きを行ってください。

提出書類

・「調布市立学校一般開放施設使用団体登録（内容変更・取消）届出書」

【代表者を変更する場合は、追加で次の書類の提出が必要です】

・一般開放登録団体使用上の注意事項（同意書）

・代表者の本人確認書類

８　その他

パスワード及びメールアドレスの変更は、予約システム上で行うことができます。

参考　一般開放校施設へのアクセスＭＡＰ





